

ていた。まことに沈滯した、活気のない社会生活であった。太平の生活に馴れた町人は、儉約令によつて大打撃を蒙り、物価は二割の強制値下げで、多くの店は破産に追いこまれ、改革の意図が衣食住を改めることであつたので日常生活は一変せざるを得ない状態であつた。

株仲間の解散により在郷商人層の台頭が、家内工業の発展と共に地方方に新しい市場が出来て、今までの城下町や門前町になかつた新しい町づくりがなされてきた。各地の特産物が自生的な展開をするめばえができてきたのである。

## 検

### 地

松浦一二三

此の稿の始めは石野原泉小学校校長の原泉地区歴史資料の発掘、古文書によるものである。幕藩時代の農村を知るには地方（ぢかた）文書として残されている、いわゆる地方三帳即ち御取箇御帳、年貢割付状、年貢皆済状の三種と、同じく各村々の検地帳（水帳）、宗門改人別帳、○○村差出帳、及五人組帳とそれに附隨している五人組帳前書を読むことである。然し時代は隔たり、各村々の重要な文書とはいえ、その一片の古文書でも見ることが出来れば幸であるといふ現在である。

### 検地とは

新見御役所とは、中泉代官大草太郎左衛門の代官役所であり寛延三年とあるから、寛延二年から宝暦四年迄代官であった太郎左衛門政美の時である。中泉代官の照会に対する返書である。慶長九年に施行された。世にいう辰の検地、伊奈備前守の検地帳水帳と正保五年北條出羽守の施行の新田検地の水帳が火事の為焼失して村に残されていない故、宝永元年の井伊兵部少輔の検地帳を代用していると報告している。

新見御役所

権左衛門

次右衛門

九左衛門

角右衛門

寛延三年午の三月

佐野郡萩間村

は焼失仕無御座候、依夫其節之御検見帳段々用申候、其後掛川御城主井伊兵部少輔様之御時に、宝永元申の年之御検見帳相用來申候。

一新田御検地、正保五子の年北條出羽守様之御時と申伝に御座候得共、御検地御帳面は焼失仕無御座候、依夫右之通り宝永元申の年之御検地帳相用末申候。

右は此度御顯被仰付候に奉畏御座候。以上。

原泉の古文書

一御検地慶長九甲辰七月と申伝は御座候得共、御検地御帳面

等の賦課の基準を定める作業である。

原泉地区旧萩間村の古文書にある検地とは、言葉ではわかつてゐるが改めて考えてみよう。封建制度のもと士農工商の身分制は、安土桃山時代の刀狩による如く兵農分離、座、市の発達に伴う農商分離の政策により固定してきたものである。豊臣秀吉の行つた、世にいう太閤検地に続き、江戸幕府や諸藩で行つた検地によつて農民即百姓の身分が独立していった。

検地は土地の丈量を行い農地の生産力を法定化し、年貢扶役

## 太閣検地

室町時代末期になると戦国大名のもとで、夫々領国の農民等から戦力となる食糧、金銭、軍夫など拠出せしめる為、農村の耕地、戸数に一定割を設けて貢高制なる制度が生まれる。織田信長、豊臣秀吉と天下統一が進むにつれて、貢高利にかわる石高制をとり入れ、天正十七年の俗に「天正の石直し」といわれる検地が大規模に行われ、「文禄の検地」といわれる文禄三、四年までに施行されたものを太閣検地という。

「田畠屋敷は六尺三寸等をもって、五間に六十間、即ち三〇〇歩を一反として検地する」、生産見込高は、上田は一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗、上畠は一石二斗、中畠は一石、下畠は八斗と定める。又屋敷も一石二斗として上畠並の付加対象とする。検地の帳面は百姓にも写させ、請状を出させる。検地奉行としては各在所の帳面に判を押して渡すなど、他にも細かな規定があるが、此等によつて検地は行われたものである。検地の終つた村々は、それにより土地の耕作者が決定され、検地帳に作人が登録されて納税（年貢）を義務づけされたのである。百姓は土地の耕作と保有の権利を認められたが、それは逆に耕地に年貢負担者として縛りつけ、他所への転出は規制されたこととなつたのである。原泉地区の太閣検地を忍ばせる。

「文禄貳年発巳九月二日、遠州佐野郡原谷反間村御検地水帳同年月日、遠州佐野郡原谷反間村御検地水帳」とあり、検地奉行福岡市右衛門と表書のある真黒になつた文書が発見された。文禄二年といえど掛川城主は山内一豊の時代である。山内家の家臣を調べると、土佐藩の中老御仕置役壱千石福岡丹波千孝とある。この人が内膳とも市右衛門ともい、掛川藩時代は五百石御仕置役を勤めている。山内一豊は、天正十八年より慶長六年、土佐高知に移る間掛川藩主として当地方を治め、その間太閣文禄検地を施行したのである。検地奉行として福岡

市右衛門繩とりをしたのであろう。「文禄二年、遠州佐野榛原兩郡検地高目録」が高知山内家の資料の中にある。これによると反間（丹間）村、萩間村は、各々二十一石八斗、五十石四斗四升、となつてゐる。

## 辰の検地

関ヶ原の合戦で全国諸大名を二分し、東西に別れて争つた徳川家康と石田三成は、遂には東軍の勝利に終り、豊臣家の衰退となり、家康の天下取りにつながるのである。東軍の諸大名は勿論、家康幕下の者共まで宣しく恩賞にあづかり領主大名として諸国の領国に封ぜられたのである。当掛川藩も山内一豊高知に移る、家康の異父弟松平隱岐守定勝が掛川城主となり慶長六年より領治したのである。慶長八年二月家康征夷大將軍に補任せられ江戸に幕府を開くや徳川將軍三百年の礎となつた全国総検地を施行する。当掛川地方は伊奈備前守忠次、繩取をなし俗に辰の御検地といわれる慶長九甲辰年の検地が行われる。此の検地の間等は六尺一分である。

先にあげた「原泉地区の萩間村文書」にある焼失された御検地が「慶長九甲辰之七月廿四日、遠州佐野郡原谷之内反間御検地御帳之写」と同時に、表紙が真黒で辛じて判読出来る程度に「慶長九」と「遠州佐野郡原谷萩間村御検地水帳」とある古帳面が出て來た。そして今一つ原泉地区の旧黒俣村の検地帳も発掘された。

「一、慶長九甲辰年七月廿一日 検地

黒俣村  
藤内馬

三石七斗八升八合

屋敷 貳斗壱升六合勺七才

三石九斗八升九合六尺四才

同

屋敷 壱斗五升六合

同

三石四斗七升四合三勺三才

次郎右衛門

屋敷 貳斗八合

同人

三石四斗九升五合六勺六才	作之三郎
屋敷 壱斗八升貳合 外ニ九升四合寺地	同
三石六斗壹升三合六勺七才	太郎兵衛
屋敷 三斗三升八合	同
四石七升七合七勺七在	八郎兵衛
屋敷 壱斗九升五合	同
四石五斗六升六勺七才	喜藤
屋敷 四斗壹升六合	同
三石八斗四升三勺四才	喜藤五郎
屋敷 貳斗六升	同
壹石三斗六升九合三勺三才	佐衛門四郎
屋敷 壱斗五升六合	同
九斗四升	寺
五斗壹升八合三勺三才	三郎兵衛
屋敷 壱斗四合	同
五石七斗六勺七才	藤左衛門
屋敷 三斗九升八合六勺七才	同
合三拾九石三斗七升六合壹才	同
屋敷 貳石六斗三升三勺四才	惣高二〇メ
惣高二〇メ 四拾貳石之合之勺五才	四拾貳石之合之勺五才

以上が古文書の全文であるが、同じ辰の検地について掛川誌稿の基礎資料となつた大庭大亮家蔵の「資料調査巡回記」の中には黒股村辰ノ検地帳にあがつてある百姓の氏名がある。活字になつてゐる故、そのまま写す。「木藤五郎、太郎兵衛、い兵、左近三郎、喜藤四郎、藤四郎、藤左門、二郎太夫、二郎右門、藤内馬、作之頭、たつ四郎、法く今、慶長甲辰年七月廿一日、とある。前記の古文書と比較すると、総人員で老人の相違があり、実名にて合計八人の相違があるが、たとえば古文書の左衛門四郎を大庭氏は達筆で左門四郎と書いてあり、後の世の人たつ四郎と読んだのではないか。木藤も喜藤である。

ついでに「掛川誌稿の資料調査巡回記」によつて、辰ノ検地につき書いて置こう。黒股村七月二十一日、居尻村七月二十三日、丹間村七月二十四日、萩間村七月二十五日、大和田村八月四日、南下西郷村八月十一日、原川村八月十五日、久居嶋村、中島村、市井平村、榑子村八月二十一日、上島村八月二十三日、桑地村八月二十六日、亀甲村九月二十一日と検地の日付が書かれてあり、萩間村検地帳御検地奉行として、柴田忠兵衛、岡本孫左衛門、村田次郎兵衛の名が見える。代官伊奈備前守のもとに直接縄をもち間竿をはかり、村役人を督励して丈量して行った役人の名と思われる。この資料には掛川市東部の旧村々の名が出てこない。掛川市史資料集第二号に慶長九年辰年七月日御検地遠州佐野郡千羽村水帳とある。日を欠くが七月である。以上を総合して辰ノ検地は掛川周辺は、慶長九年七月より同年九月を中心に行われたものであろう。

### その後の検地

慶長検地により遠州諸村々の村高は決定して、百姓の年貢の負担量も算定出来たのであるが大名領分となり、天領となり、又旗本知行地となつて何年か過ぎると、其の村々の支配者の疑惑と農民の開発欲より田畠の開墾がなされてくる。これを新田として新たに検地帳に書き上げて年貢対照地とするのである。掛川藩の場合、江戸幕府の後半は太田侯により領治せられて來たが、前半約一四〇年の間は松平隱岐守に始まり藩主松平家二代、安藤帶刀、松平越中、朝倉筑後、青山大蔵、松平家二代本多能登、松平伊賀、北條出羽、井伊家四代、松平遠江、小笠原家三代と前後十九名、十二家に及んでいる。それらの藩主がその時々の検地を行つて、年貢の取立高を多く望んでいたとても不思議ではない。

村差出帳に見られる「出目新田」なるものは、旧来よりの土地を計量し直し、浮び上がらせた面積であり新開発の田畠では

ない。上西郷村差出帳に北條出羽守様御改出目新田として書き加えられているのが目につく。これは慶安三年頃のことである。又、起帰新田とは、元来田畠であつたものが田畠等により荒地となつてある所を改めて開発し新田としたものが新田として検地帳に書き加えられたものが各村々に多く見られる。倉真村差出帳に「延宝八申年井伊伯耆守様御代永荒場所起帰りに名目申新田と御改請申候」とある。

この様に新田検地は各村に数多く見られる。今、手近の資料を拾つただけでも寛永二年五年朝倉筑後守、寛永十六年十七年十八年本多能登守、正保二年と四年松平伊賀守、慶安元年、二年、三年、四年、承応二年、明暦元年、二年、三年、万治元年北條出羽守、万治二年、三年、寛文二年、四年、五年、七年、八年、十二年、延宝二年、三年、五年、八年、天和三年、元禄元年、二年、四年、六年、八年、十二年、宝永元年井伊兵部少輔又は伯耆守、享保六年、十五年、元文四年、五年、小笠原山城守とみられる。これだけで四十ヶ年もある。

村によつて調べると

南西郷村は、明暦元年、万治二年、三年、寛文二年、四年、十二年、延宝五年、享保六年、十五年とあり  
桑地村は、正保二年、四年、慶安二年、承応二年、万治元年、二年、寛文五年、延宝三年、元禄元年、四年、六年、十二年、宝永元年とある。  
延享三年太田摂津守以降の事は諸賢兄の発表をまとう。

### 村高の移動

文禄検地より明治二年浜松県に移るまでの村高の移動を、数ヶ村拾つてみよう。太閤検地を文禄、慶長検地を辰、元禄十三年遠江国元禄高帳を元禄（此の高帳は遠江国風土記伝の村高と同じ）延享四年村差出帳による村高を延享（此の村高は掛川誌稿の村高と同じ）、明治二年石高調を明治と略号で書く。

### 1. 五明村

文禄高 三三五石一二升  
辰ノ高 三三五石七一升  
元禄高 三三六石七一升  
新田高三石六九升 元禄八年井伊兵部少輔代  
高二石二四升 万治二年井伊兵部少輔代  
合高五石九三升

延享高 三四二石六四升  
明治高 三四二石六四升  
外に寺領一石

### 2. 飛鳥村

文禄高 五〇六石五四升  
辰ノ高 三七〇石五六升  
元禄高 三八〇石〇六升  
新田高 八石五三一合

外に永江院寺領七石五斗  
円蔵寺領二石

寛永二年朝倉筑後守代

高 高 高 高 高 高 高 高 高 高  
一石五四七合 五六五合 一石五五升 六三三合 九二五合 寛文七年井伊兵部少輔代  
寛永十六年本多能登守代  
寛永十七年同  
慶安四年北條出羽守代  
明暦二年 同  
天和三年井伊兵部少輔代  
元文四年小笠原山城守  
元文四年同  
高 高 高 高 高 高 高 高 高  
一八五合 九石七七五合 二石六五升 合高三石〇三三合  
元文四年小笠原山城守  
元文四年同  
高 高 高 高 高 高  
九石七七五合 二石六五升 合高三石〇三三合  
元文四年同  
高 高 高 高  
四〇一石五九升 開発新田七石八一升 年月不明  
延享高 明治高



高 六七升 元禄元年井伊伯耆守代  
一〇二合 元禄四年井伊伯耆守代

西改新田高三石三五升 元禄六年及十二年

新田 高二二石一四九合 宝永元年申年  
酉申共に井伊兵部少輔代

新田合高 三八石八斗六升五合

延享高一〇七石九六升

外に昌寿庵寺領一石  
明治高一〇八石九六升

### おわりに

農民よりの年貢徴収を目的とする、太閤検地ともいえる掛川藩主山内一豊の文禄二年の遠州佐野、榛原両郡村々検地の以前に「天正の石直し」と呼ばれる検地が、徳川家康のもとに天正十七年、十八年に、駿遠三甲信の五ヶ国を対象に行われたといわれている。通称五ヶ国総検といわれた此の検地を実証するものは掛川周辺には発掘されていない。唯、掛川誌稿の編者が北辺炭焼村の頃で、検地の證文として次の古文書を見たとある。

「其郷山中之事に候間、毎年納候ごとく、歲六拾貳俵、さがの

村、みやうが島村両郷より納所可有候、以上  
丑八月廿日

寺田右京亮

みやうがしま村  
さがの村  
御百姓中

」

当掛川地方における近世的検地は天正十七年に、城主石川日向守に始まり、文禄二年山内一豊、慶長九年松平隱岐守にて定まつたのである。以後朝倉筑後守、本多能登守、松平伊賀守の新田検地、北條出羽守、井伊兵部少輔の六尺間竿による計直しの検地（出目新田の計上）により酷ともいえる村高が決定づけ

られている。その後井伊兵部少輔の新田開発方針を小笠原山城守が引き、ついで掛川藩の代表とする太田侯にと移つて行ったのである。

かさねて言えば検地とは百姓より徴収する年貢の算定の基礎反別を計り、生産高を推定する作業で、桑地村の差出帳によれば「宝永元申ノ年井伊兵部少輔様御代田烟地、押御吟味被遊、銘々古検反別畠帳御座候」とある。此の「押御吟味被遊」という言葉に何か気にはかかるものがある。「出目新田」といい百姓の頭の上のしかかる蔭気があるではないか。

吉岡村の書上帳の中に、「但惣田畠盛、一盛宛御増被仰付、御百姓方難儀仕候ニ付、御奉行様江願出候」とある。掛川藩領の一般村方石盛は上田一石三斗を基準としておるが、天領として万治二年より代官支配地となり、正徳二年旗本知行所となつて行くこの吉岡村は元禄十五年上田石盛一石四斗と計上され村総合高で一六六石四八升の高増となつたのである。それが吉岡村にとって相当であるか、否かではなくその年に石盛率をあげられ村高で百六拾石も増されたことで、百姓は混乱したであろう。代官所へ御願出とあるが恐らくは直訴の形をとつたのである。

検地は直接的にその年々の年貢に影響する。勿論天災等による不作の時は検見という方法もとられているが、何としても検地された高反別が一番の基礎である。藩役所、村百姓両者にとって、それは重大事であつたろう。一坪の土地もゆるがせに出られないのである。我々の概念でもてるものは強いと言うが、近世の百姓は、多くもつているものが強いとばかりはいえなかつたのであるまい。

今世に現金収入のない土地持ちの老人が、納税に困り、最終的には分散して行く身上になつたと聞くが、いつの日にも同じとばかり感心してはいられないことだ。

師走の風は冷たいことである。  
十一月十七日 記